

低圧電気供給実施要綱 低圧電力（東北エリア）

2024年5月1日 実 施

KATSU-DEN
葛尾創生電力株式会社
KATSURAO ELECTRIC POWER

【改定履歴】

改定 番号	制定・改定日 施行年月日	改定項目	改定内容と理由
00	2021年9月1日		新規制定
01	2023年7月1日	I 1 (1)	配電事業制度開始の開始に伴い、一般送配電事業者等に併せて配電事業者を追加しました。
		I 5	料金体系の変更を反映しました。
		II 附則	実施日を更新しました。
02	2024年5月1日	I 5 (2)	電力量料金を改定しました。
		II 附則	実施日を更新しました。

低圧電気供給実施要綱
低圧電力（東北エリア）
目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	契約期間	1
3	供給電気方式および供給電圧	1
4	契約電力	1
5	季節区分	2
6	料 金	2
7	そ の 他	3
II	実施細目	4
	附 則	4

I 本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者等（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者に限ります。以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること

ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること

ハ 1 需要場所において低圧電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の低圧電気供給実施要綱に規定する需給契約に変更することはできません。

3 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

4 契約電力

(1) 契約電力は、標準約款14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)により、定めます。

(2) 標準約款14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)ロに基づき、契約主開閉器により契約電力を定める場合で、需要場所における契約主開閉器が制限できる電流を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

5 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,170円80銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円09銭	25円64銭

(3) 力率引きおおよび割増し

電気機器の力率を次の式により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについて 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 ヶ月の力率は、85 パーセントとみなします。

加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率}}{90 \text{ パーセント}} \times \frac{\text{機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率}}{80 \text{ パーセント}} \times \frac{\text{機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機器総容量}}$$

7 その他

- (1) 当社は、標準約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。なお、当該一般送配電事業者等が記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、その 1 ヶ月に夏季およびその他季がともに含まれるときは、その 1 ヶ月の使用電力量をその 1 ヶ月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- (2) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (3) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (4) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用条件

この実施要綱から他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

附 則

実施期日

この実施要綱は、2024 年 5 月 1 日から実施いたします。